

学校教育相談コーディネーターが要となる 教育相談の進め方

奈良市立春日中学校養護教諭 和 東 栄 美 教育相談係長 宮 廻 なをみ
Watsuka Emi Miyamawari Naomi
奈良県立奈良高等学校養護教諭 久 保 智 子 研究指導主事 北 口 嘉 憲
Kubo Tomoko Kitaguchi Yoshinori
研究指導主事 福 西 友 子
Fukunishi Tomoko

要 旨

不登校をはじめとする生徒指導上の諸問題が多様化する中、個々の生徒に適切な対応をしていくためには、学校における教育相談体制の構築が必須である。そこで校種や実態の異なる2校において、学校教育相談コーディネーターが要となり学校教育相談体制を構築する取組の研究を通してその必要性を考察するとともに、その成果をモデルとして、各学校におけるそれぞれの実態に応じた学校教育相談体制の構築に役立てたい。

キーワード： 学校教育相談体制の構築、学校教育相談コーディネーター、校内適応教室

1 はじめに

近年の急激な社会変動の中、家庭や地域の教育力、教育機能が低下していると言われ、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向が見られる。そこで、こうした児童生徒の抱える悩みを見逃ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくることが大切である。

県教育委員会の不登校対策委員会が、平成23年度に実施した「不登校に関するアンケート調査」の結果によると、約78%の学校（高等学校は90%）に教育相談担当の分掌（教職員）が設置されていることが分かっている。しかし、その取組が不登校生徒を抱えている担任や教育相談に関わる一部の教職員だけにとどまり、学校全体に広がっていない状況も見受けられる。また、不登校に関する事例研修会やケース会議の開催については、小・中学校では約50%、高校では12%にとどまっており、教育相談に関して教職員全員で取り組むための学校教育相談体制（以下、教育相談体制とする）が十分に機能していない学校も多い。（図1）

本研究では、校種や実態の異なる奈良市立春日中学校と県立奈良高等学校の取組を研究することで、学校教育相談コーディネーター（以下、教育相談コーディネーターとする）が要となり、教育相談体制を構築していくことの意義を明確にする。そして、その成果をモデルとし

て、各学校がそれぞれの実態に応じた教育相談体制の構築を進めていくことに役立てたい。

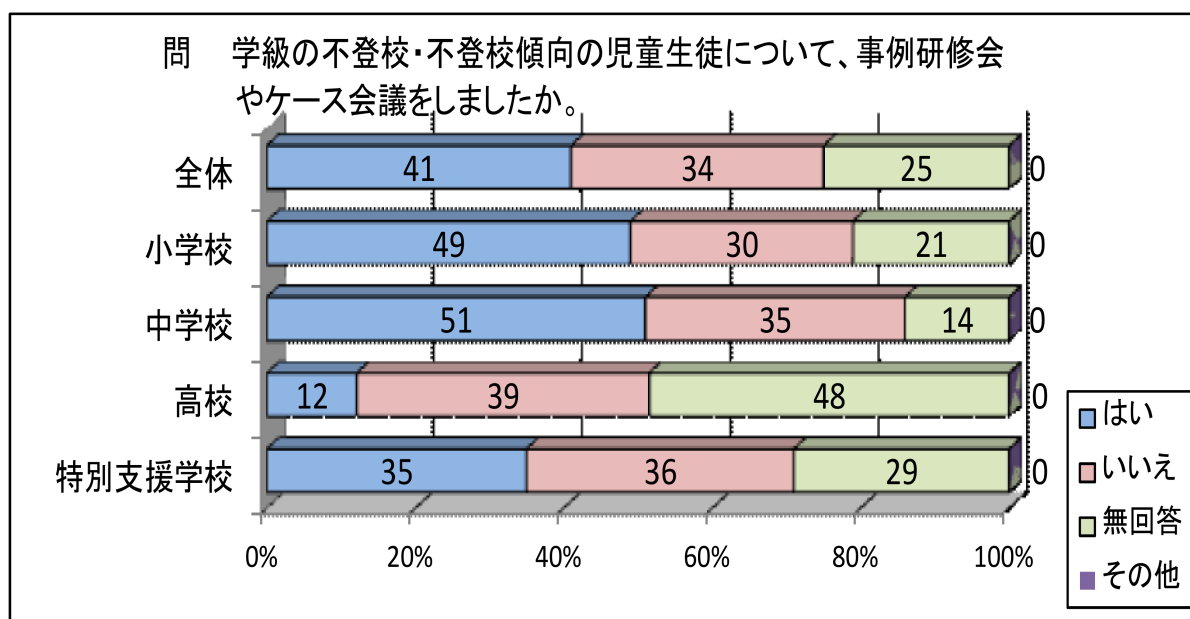


図1 事例研修会・ケース会議の実施割合

2 研究目的

教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる教育相談体制を構築し、かつ整備していくことが必要である。そして、その体制を束ねる教育相談コーディネーターが要となった教育相談を進めることにより、教育相談体制の構築を実践していくことの必要性を考察する。さらに、この研究をモデルにして、各学校がそれぞれの実態に応じた教育相談体制の構築を進めていくことを目指す。

3 研究方法

奈良市立春日中学校では、研究を進めるに当たり校内で協議を重ね、自校の実態に応じた「校内適応教室」の開室を目指すことから始めた。開室にあたり、同室へ不登校生徒を受け入れるためのシステムを確立し、実際の支援を通じて不登校状態の解消に向けた取組を進めていく。その中で教育相談コーディネーターを要とした効果的な校内教育相談体制の在り方を模索し、教職員の教育相談に対する意識を高めていくとともに、職員研修を通して共通理解を図りながら教育相談体制の構築を目指す。

県立奈良高等学校では、教育相談部が分掌化された7年前から、時間をかけて構築してきた既存の教育相談体制を見直すことから始めた。その中から課題を見付け改善の方策を提起し、教育相談部が中心となり、教職員全員で取り組んだ。学校における教育相談コーディネーターは1人ではなく、教育相談部全員が教育相談コーディネーターであると考え、個々のスキルを高めるとともに、教育相談部の担当者が代わっても既存の教育相談体制を維持し、さらに充実させていくことを目指す。

2校の研究を通して、教育相談コーディネーターを要とした教育相談体制の構築の有用性を示していく。

4 研究内容

(1) 奈良市立春日中学校における取組—校内適応教室における不登校生徒への支援に向けて—

ア 本校の概要

本校は、奈良市の旧市街地に位置する全校生徒572人の中規模校である。校区には古くからの住宅に加え、近年のミニ開発で生まれた集合住宅が多く混在する。以前は「荒れた学校」として、その名を知られていた本校も、長年にわたる地域を巻き込んだ様々な取



図2 本校校舎全景

組が功を奏し、現在では一定の落ち着きを見せている。しかし、部活動等に真剣に取り組む生徒が多数いる一方、生徒指導を必要とする事象も相変わらず頻発し、教職員は日々その対応に追われているのが実情である。また、不登校状態にある生徒も少なからずおり、その要因や本人および保護者の意識、家庭環境は様々である。その中には市の適応指導教室「わかば教室」（以下、「わかば教室」とする）に在籍し、通室している生徒も少数いるが、それ以外の生徒については、家庭外での人間関係を築く機会がもてないまま毎日を過ごしている状態である。頻発する問題行動の陰に隠れ、効果的な対策が取られてきたとは言い難い不登校の実態を改めて見直し、学校として組織的に対応する必要があるのではないかと考えた。

イ 本校不登校の実態

平成21年度からの本校の不登校生徒の実態は表1のとおりである。

表1 不登校生徒数の推移（下段の数字は在籍者数）※24年度については12月末日現在

	1年		2年		3年		計
	男	女	男	女	男	女	
21年度	7	5	7	4	6	14	43
	121	102	87	96	103	115	624
22年度	1	2	12	5	5	6	31
	106	86	122	101	87	99	601
23年度	3	5	6	4	14	7	39
	87	96	105	85	123	100	596
24年度	2	6	5	7	11	8	39
	91	106	90	96	104	85	572

今年度、「わかば教室」に在籍しているのは6人（うち、通室できているのは4人）である。

ウ 校内適応教室の開設

(7) 「別室対応」についての現状と開設への動き

本校では、過去をみても3学年で統一された別室対応の受入れ体制がなく、教室に入れな

がほとんどであった。このことを問題視する声は教職員からもかねてより上がっていた。

加えて今年度、複数の不登校生徒の保護者から「市の適応指導教室へ通えない場合、どこへも行く場所がない。校内で保健室登校のような受入れ体制はないものか。」という声が上がったこともあり、校内での統一した「別室対応」についての体制を検討する動きが起こった。

(イ) 「別室対応」についての運営方針の検討

本校では別室対応の実施経験が全くなかったため、運営方針案を練るにあたって校内適応教室を既に立ち上げ運営している市内M中学校の例を参考にした。また、他府県で適応指導教室に関わっている本校スクールカウンセラーにアドバイスを受け、本校の実態を考慮しながら校内会議を重ね、運営方針案を作成した。

表2 校内会議等の流れ

月 日	会議等
9月 5日	生徒指導部会
9月 10日	企画運営委員会
9月 11日	スクールカウンセラーとの意見交換①
9月 19日	生徒指導部会
9月 24日	企画運営委員会
9月 25日	スクールカウンセラーとの意見交換②
10月 1日	職員会議 →承認

校内会議（表2）で出された意見は主に次のとおりである。

- ・登校時刻を決め、遅刻・欠席をする際はきちんと連絡させるべきではないか。
- ・自習形式の学習に対し、担当教職員はどのように関わればよいのか。
- ・他校の例だが、適応教室内でルールを守らない生徒が出て秩序が保たれないということがあった。ルールを設定し、受入れ時には本人及び保護者に徹底する必要があるのではないか。
- ・週1日、「わかば教室」から帰りの午後に登校する生徒がいるが、開室時間外の対応をどうするのか。
- ・全学年の教職員で支援をするなら、生徒についての情報交換（不登校に至るまでの状況、適応教室内での様子等）を密にするための手段を考える必要があるのではないか。
- ・適応教室の居心地がよく、教室に戻る意欲をなくすのでは困る。適応教室は最終の居場所ではないということを確認すべきではないか。
- ・受入れの基準について明記する必要があるのではないか。
- ・他校で過去に別室対応をしたところ、結局卒業まで教室に戻れない生徒がいた。卒業後本人から話を聞くと教室に戻らなかったことを後悔していた。あの時、別室で対応したことが正しかったのか、今回適応教室を開室することが正しいのか疑問に思う。

校内適応教室の是非に始まり運営方針の詳細に至るまで、教職員の意識・意見は多岐にわたっていたが、「わかば教室」にも通うことのできない不登校生徒を切り捨てることはできないということ、別室対応を行うならば学校全体で意志統一し、全教職員で不登校生徒を支援していくべきだという部分においては、おおむね賛同を得られた。

上記の流れを受けて決定したのが次の「校内適応教室についての共通理解事項」である。

《校内適応教室（別室対応）についての共通理解事項》

1. 目的

不登校生徒のうち、登校はできても自教室で授業を受けることが困難な状態にある者に対し、別室で一定期間対応することで、教室へ入れる力を付けることを目的とする。

生徒指導的な意味をもつ別室指導とは異なる対応である。

2. 別室対応の判断

①担任及び本人とつながりのある教員が、家庭訪問等を通して対象生徒の状態及び保護者の意向を確認し、別室登校の意志があると判断した場合、保護者用案内文書（図3）を渡す。

②申込書の提出があった後、本人及び保護者にスクールカウンセラーによる面談を受けてもらう。

③その結果を受け、管理職、学年主任、担任、生徒指導主任、教育相談コーディネーター（養護教諭）、スクールカウンセラーで協議の上、別室対応を開始する。

3. 別室対応の詳細

- ・対応する教室は学習相談室とする。（短縮授業、定期テスト期間中は閉室）
- ・閉室時間は当面8：35～12：45（朝の会から4限終了時）とする。
- ・対象生徒が複数学年にまたがる場合も同室で学習することを基本とする。
- ・別室での学習は原則自習形式とする。課題については当該学年が本人の状況を考慮しながら準備する。
- ・別室での教員や生徒同士の会話や交流を通して、少しずつ社会性を養うことができるよう、見守りながら支援する。
- ・登校時刻については本人・保護者と担任・学年担当で相談の上、閉室時間枠の中でできるだけ長時間頑張れるよう決定する。ただし、定刻に登校できなくても叱責しない。
- ・別室での対応は対象生徒の学年に関係なく全学年でシフトを組むが、対象生徒の登校中は当該学年でできるだけ様子を見に行く機会をつくり、状態を把握できるようにする。
- ・対象生徒の別室での様子を観察し、情報交換（図4・5・6）をしながら、学年教員を中心に適宜今後の展望について検討する機会を設け、本人及び保護者に対し次の段階に向けて働きかけていく。（学期の変わり目には必ず検討する機会をもち、次学期も別室登校を希望する場合はその都度再申請する）
- ・生徒が自教室での授業に出ると意思表示し、教室で授業を受けるときは、担任・教科担当・教育相談担当で連携し、適切な配慮をする。

4. 保護者への確認事項

- ・校内適応教室は最終の居場所ではなく、あくまでも次の段階への通過点である。
- ・学校行事などの理由でやむを得ず閉室する場合もある。
- ・対象者複数の場合は他学年生徒とも同室となる。
- ・シフトの都合上、必ずしも本人と関わりのある教員が毎時間対応するのではない。
- ・適応教室内では良好な人間関係を築き、社会性を身に付けることができるよう配慮をするが、そのためにも教室内では校内の通常指導に準ずる指導をする。

校内適応教室登録をお考えの保護者の方へ

校内適応教室について

学校に登校しにくい、教室に入りにくいという状態にある生徒に対し、社会性を高い次のステップに進む手段として「校内適応教室」を開校します。

開室時間 日：13:50～12:45（朝の会～4時限目終了時まで）
※短縮授業、定期テスト期間中は開室しません。

場 所 西館1階 学習相談室

活動内容 数独学習（個別指導形式）等
各学年教師が毎時限支援をします。

【申し込みにあたって知っておいていただきたいこと】

- ・学校行事などの理由でやむを得ず開室することがあります。
- ・他学年の生徒も同室で学習します。
- ・今まで関わりのなかった教師が支援にあたることもあります。
- ・学校内で決められているルールは、適応教室内でも同じです。

適応教室登録を希望される場合は、下記の申込書に記入の上、担任に提出してください。スクールカウンセラーの面談を受けていただいた後、適応教室登録についての具体的なことを担当が協議の上決定し、お知らせいたします。

----- 印 -----

校内適応教室申込書

校内適応教室への登録を希望します。

年 組 生徒名 _____

保護者名 _____

図3 適応教室申込書

校内適応教室利用生徒プロフィール

年 組	[この項目は] 名 前		
担 任	先生	部	出身校
姓 名	小学校		
生 年 月 日			
学 校			
住 居			
通 学 方 法			
注 意 事 項			

図4 適応教室利用生徒プロフィール

校内適応教室記録簿

年 組 氏名 _____

月 日 ()	登校時刻	下校時刻
	:	:

担当の先生	学習・活動内容	備 考
1 限		
2 限		
3 限		
4 限		

【今日の様子】

図5 校内適応教室記録簿

適 応 教 室 日 記

月 日 ()	登校時刻	下校時刻
	:	:

担当の先生	学習・活動内容	前中後 (1～5に○)				
		1	2	3	4	5
1 限						高
2 限						高
3 限						高
4 限						高

今日1日をふりかえって気づいたこと、感じたことを書いてみよう。



図6 適応教室日記

(ウ) 校内適応教室の環境整備

校内適応教室には学習相談室を充てることにした。理由として、同室が職員室から近い1階に位置していること、近隣に一般教室がないため比較的他の生徒の往来が少ないこと、室内が既に絨毯敷きで適応教室として利用しやすい状態であったことが挙げられる。しかし、同室は学年会議、生徒指導などでたまに利用する以外はほぼ物置のような状態であり、整備にはかなりの時間と労力を要すると思われた。そこで、スクールカウンセラーの助言を受けながら、多数の教職員の協力の下、以下の点を改善することで、学習相談室は落ち着いて学習できる「校内適応教室」へと生まれ変わった。(図7、図8)

【改善点】

- ・荷物の整理
- ・窓への目隠しフィルムの貼付（同室が1階にあり、窓ガラスが透明であったので、外から室内が見えないようにするため）（図9）
- ・室内の掲示板の張り替え（室内を明るくするため）
- ・入口への衝立の設置（扉を開けた際、廊下から室内が見えるのを防ぐため）
- ・ソファの設置（図9）
- ・会議テーブル及び教室の机の設置（複数生徒が入室する際、他生徒との同席に抵抗がある生徒のため）
- ・校時表、行事予定表、支援担当者ボード、教員の顔写真一覧の設置（生徒に見通しをもたせ、安心感を与えるため）（図10、11）
- ・書籍、文房具の設置（図11）



図7 学習相談室（整備前）



図8 学習相談室（整備後）



図9 目隠しシートを貼った窓とソファ



図10 教員の写真



図11 支援担当者ボードと書籍・文具等

(I) 校内適応教室の生徒受入れへ

a コンサルテーション

本校が抱える不登校生徒の状況は多様であり、その中には校内適応教室での支援に適さないとされるケースや、校内適応教室を勧めるには時期尚早であると思われるケースもある。そのため申込書を手渡す前に受入れが必要かどうか、各担任を交えて教育相談コーディネーターである養護教諭、スクールカウンセラーでコンサルテーションを行った。その結果、申込書を手渡すことに決定したのは計6名であった。

b 受入れへの取組

不登校生徒を抱える担任には、それぞれの生徒と保護者に校内適応教室通室の希望があるかどうかを確認してもらい、通室を希望した保護者には図3の適応教室申込書を手渡した。申込書の提出を受けてスクールカウンセラーによる三者面談を実施し、その結果を基に校内適応教室検討委員会（構成：校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、当該生徒担任、教育相談コーディネーター〈養護教諭〉、スクールカウンセラー）で受入れを協議した。受入れを決定した生徒については保護者と共に来校してもらい、適応教室利用上の確認事項を伝達する機会を設けることにした。

c 支援に当たった担当教職員や通室する生徒の様子

適応教室は本校では初めての試みであったため、できるだけ支援がスムーズに運ぶように、生徒が登校していないときに教育相談コーディネーターが教職員に一通りの支援方法をレクチャーしたが、あまり面識のない不登校生徒に対応することに不安を抱えていたり、支援に消極的な様子を示したりする教職員は少なくなかった。しかし、実際に登校した生徒Aさんの支援に当たった担当教職員からは、Aさんの学習意欲と礼儀正しさに好意的な感想が得られ、支援に対し意識が前向きに変化していく様子が見て取れた。さらに「あれだけ気を遣って過ごしていたら、教室で過ごすのはしんどいだろう。」と、不登校の背景にあるAさんの心情に目を向ける教職員も現れるようになった。

適応教室通室前からAさんに関わっているスクールカウンセラーは、適応教室に通うようになってからのAさんに顕著な変化を感じている。以前は「相談室では楽しく過ごせればそれでいい。」といった雰囲気があったが、現在のAさんは相談室来室時、自分から「今日は○分までは××をして、○分からは××をして…」とスケジュールを提案して行動するようにまでなっている。

エ 教育相談体制の構築

(7) 本校教育相談体制の現状

本校には昨年度まで各学年に教育相談担当が置かれていたがうまく機能せず、今年度の校務分掌再編の際に撤廃となった。全体としての教育相談の組織はないが、スクールカウンセラーとの連絡係をしている養護教諭が教育相談係を兼ねている。この教育相談係は、他にいじめアンケートの作成なども担当しているが、アンケート結果の集約については各担任や学年主任に任されており、問題行動等の生徒指導に関わる情報（毎週の生徒指導部会で共有）以外は学年を越えて共有されにくい状況であった。

(4) 来年度の校務分掌再編に向けて

今年度本校では、校内適応教室開室に加え教育相談の重要性を見直すきっかけになるような問題事象があった。このことを踏まえ、養護教諭を教育相談コーディネーターに位置付けた上で、一度撤廃された各学年の教育相談担当を再度配置する方向で現在検討中である。

この組織は生徒指導部の中に位置付け、定期的に行っているいじめアンケートや担任による教育相談から得られた情報を集約し、年間を通じてスクールカウンセラーを交えた情報交換の機会をもつことで生徒の実態把握とその対応を円滑にすることを目標とする。その前段階として、今年度10月以降は、各学年主任にこの役割を担ってもらう形で情報交換等を進めているところである。

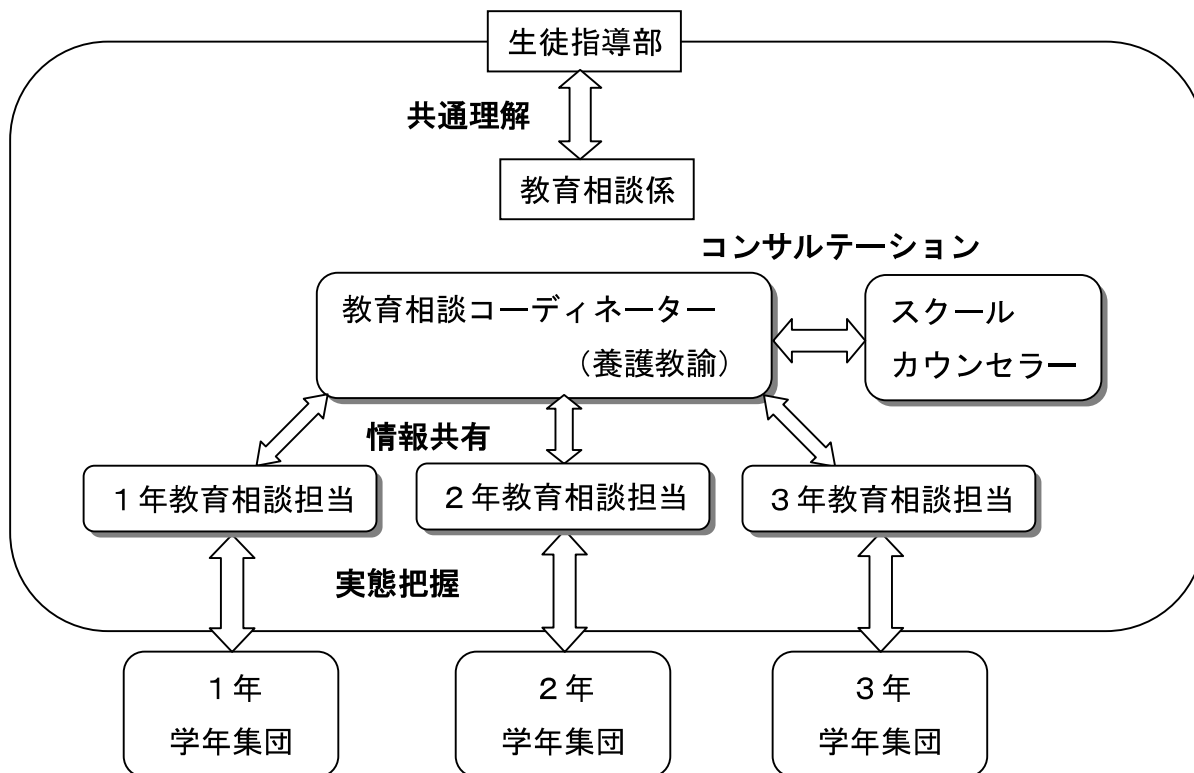


図 12 教育相談組織図 (案)

オ 教育相談・校内適応教室についての職員研修

校内適応教室は動き出し、その必要性についての理解は浸透しつつあったが、教職員の意識に温度差があることは否めなかった。そこで全教職員対象にスクールカウンセラーによる職員研修を実施することにした。

(7) 職員研修

前述のとおり、本校スクールカウンセラーは他府県でも適応指導教室に携わっている。そこでの経験を生かし、校内適応教室の存在意義や活用方法、そこに通う生徒の心理状態や支援に当たる教職員の心構え・配慮事項、教室復帰のための支援方法などについて事例を交えながら話をしてもらった。

また、本校の実際のケースをもとに、具体的な対応についての質問や意見も交わされた。

(イ) 研修後のアンケート結果より

表 3 研修後アンケート集計 (単位：%)

	とても	ある程度	普通	あまり	全然
研修内容を理解できた	48.1	51.9	0	0	0
新しい情報が得られた	22.2	70.4	7.4	0	0
役立つ内容だった	51.9	40.7	3.7	3.7	0
考えや意識が変わった	3.8	61.5	26.9	7.7	0
適応教室の意義・目的が分かった	48.1	48.1	3.8	0	0
同室での教員の役割が分かった	33.3	66.7	0	0	0
同室利用生徒の気持ちが分かった	33.3	51.9	11.1	3.7	0

校内適応教室については次のような感想・意見が出された。

a 環境、開室時間等について

- ・すばらしい環境。生徒がリラックスして学習できるように様々な工夫がされている。
- ・今後人数が増え、複数の学年生徒が同室になった際には新たな課題が出てくると思う。

b 活動内容について

- ・自主性を重んじた活動内容なので生徒が自主的に取り組みやすい。
- ・学習以外の活動は必要だと思う。
- ・時間ごとの活動内容の引継ぎはどうすべきか。決まったワークやドリルを継続させてはどうか。
- ・宿題は出してもよいのか。

研修については、知識を得る機会になったという意見が大多数であったが、研修によって自分の考えや意識が変わったという教職員は幾分少ないという結果であった。その中にはもともと適応教室に対して理解があったという意見と、研修を受けてもなお適応教室の意義等に賛同しかねるという意見が含まれているようである。中でも、適応教室における生徒への支援とふだんの生徒への指導との基準の違いに対する戸惑いの声が多かった。この点は今後受入れ人数が増え、様々なタイプの生徒が通室するようになると、更に問題視されることが予想される。

カ まとめ

今回の研究での最大の成果は、本校に今までなかった校内適応教室を設置し、実際に生徒を受け入れることができたことであった。前述のとおり、本市には市が運営する適応指導教室「わかば教室」があり、そこでの支援を受ける生徒もいる。もちろんそこで個々の状況に応じて受ける支援も非常に有意義であるが、同じ学校の生徒が通う校内で、そこに所属する教職員が交代で行う支援には、再び教室へ登校できるようになるための通過地点としての意味合いがより大きい。また、学習面に止まらず人間性・社会性の形成に関わる大きな意義があると考えられる。今後は、現行の支援を通じて個々の生徒の状況を把握し、特定の教職員の個人的な働きかけだけではなく、組織的かつ継続的な支援によって生徒をより良い状態へと導けるよう、支援の方法について常に検討・修正が必要であると思われる。

そのためには、校内の教育相談体制を確立し、いわゆる『旗振り役』である教育相談コーディネーターの存在が不可欠であると痛感した。昨年度まで各学年に教育相談担当が置かれていたにもかかわらず、うまく機能しない脆弱な組織であったのは、このコーディネーターが不在であったことが主な要因であると考えられる。今回の研究では筆者がその役割を担ったが、今後担当者が変わっても継続して機能する組織を構築するには、来年度の新体制起動までに更なる検討を重ね、起動後もコーディネーターを中心に実績を積み重ねる努力をしなければならない。

また、校内適応教室をはじめとした教育相談体制を効果的に機能させるためには、全教職員にその必要性を理解するように働きかけることが大切である。今回行った研修は、知識伝達の機会として有意義であっただけでなく、全体で校内適応教室についての意見交換をしたことで、全教職員で支援していくことへの意識付けをするよい機会になった。

しかし、アンケート結果からも分かるように、一度の研修で教員間の意識の温度差を解消

することの困難さは、研修を通して改めて明らかになった。そんな中予想外であったのは、実際支援に当たった教職員が、不登校生徒との関わりの中で次々に意識を前向きに変えていったことであった。このことから、知識や理論だけでなく、実践を通して生徒への理解が深まることを実感した。しかし今後受入れ人数が増え、困難な問題が生じてきたときには、逆に否定的な意識が出て来るという現象もまた起こり得るのだという危惧もある。そのようなことを避けるためにも、このような研修を今後も継続していく必要があると感じた。

現在、校内適応教室はすでに不登校状態にある生徒を受け入れているが、受け入れた生徒を自教室に戻していくという最大の課題が残されている。また、不登校の予防的な取組として支援が必要な生徒への対応場所としても活用を広げていきたいと考えている。今後、立ち上げた校内適応教室の有効な活用とともに、教育相談コーディネーターを要とした教育相談体制の構築を目指していきたい。

(2) 県立奈良高等学校における取組－学校教育相談体制の構築－

ア 本校の実態

本校では、平成17年度より、学校運営組織の分掌の一つとして、教育相談部が設置された。それ以前は、不登校や心の問題を抱える生徒について、担任と学年主任が中心となり、必要に応じて養護教諭と連携を取りながら対応してきた。自分の弱点を見せまいと過度に頑張ってしまう生徒や、高めに設定した目標と自分の実力のズレを感じ、自信を失い悩む生徒が多くみられる中、専門家との連携の必要性を感じるが多かった。

平成19年度からはメンタルスーパーバイザーとの委託契約が実現した。メンタルスーパーバイザーには、メールや個別面談指導による教職員への専門的な助言、生徒や保護者向けのコラムの執筆、講演などを委託している。平成20年度からはスクールカウンセラーも配置された。個々の事例について、それぞれの専門家との連携をコーディネートしながら支援を進めている。これら専門家との連携により、教育相談部の取組にも余裕が生まれ、予防的な関わりも進めることができるようになった。試行錯誤の繰り返しではあったが、チームで様々な取組を進めることにより、組織活動として機能し始めている。

しかし、本校は大規模校であり、教職員間の情報交換や共有が難しい現状に変わりはない。教育相談部が進める活動を、今後も維持し更に充実させていくためには、教育相談コーディネーターとしての役割を明確にし、誰がそのチームの一員となっても継続して円滑に活動できるような体制をつくる必要がある。これまでの教育相談部の取組について整理し、本校における教育相談の進め方についての課題を洗い出し、その課題に取り組みながら組織として効果的に機能させるために必要な取組について研究を進めた。

イ 本校の教育相談活動の概要

(7) 教育相談組織体制

教育相談部は、平成17年度に学校運営組織（図13）の中の分掌の一つとなり、年間計画を立案し活動する形が整った。当初、部員は4名でスタートしたが、平成24年度より5名（教諭3名、養護教諭2名）で活動している。教育相談委員会は、学校長の諮問機関である九つの各種委員会の一つである。構成メンバーは、学校長、教頭（2）、教務部長、生徒指導部長、人権教育部長と学年主任（3）、教育相談部員（5）の14名である。

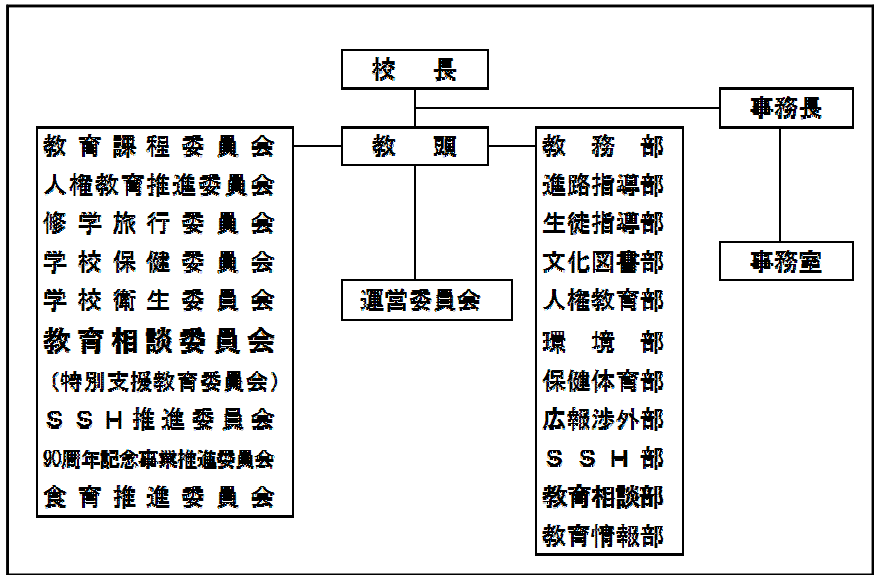


図13 学校運営組織

(イ) 本校の教育相談の進め方

日々の教育活動の中、教育相談部は生徒の情報の集約に努め、担任や学年主任とどの程度の支援が必要かを話し合いながら対応を進めている。教育相談部は、個々に合わせたサポート体制をコーディネートする役割を担っており、必要に応じてスクールカウンセラーやメンタルスーパーバイザーと連携し、助言を得ながら医療機関につなぐなどのサポート体制を整えている（図14）。

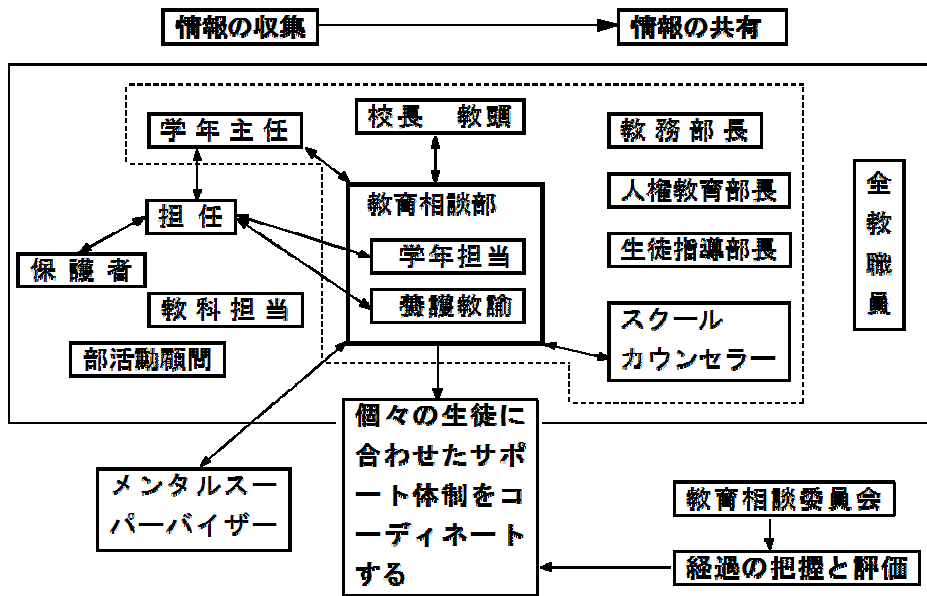


図14 教育相談の進め方

スクールカウンセリングの予約は教育相談部員全員が受け付け、校内ネットワークを利用して順次予約表を埋めていきながら、部員同士で連絡を取り合い決定している。また、教育相談部長を窓口としてメンタルスーパーバイザーと連携し、メールにより随時専門的な助言を得ている。

教育相談委員会は、年4回(表4)開催している。全担任が支援の必要な生徒についての報告書を作成し、保健室来室状況の情報も同時に加えて集約し基礎資料としている。委員会では、メンバーが総合的に情報を把握し共有している。そして、予防的な関わりとして、入学式の機会に保護者全体に教育相談部長から教育相談活動について紹介し、1年生の生徒には毎年5月頃にメンタルスーパーバイザーによる講演会(図15)を実施している。講演会後の生徒へのアンケート結果から、「頑張りすぎないでいいんだ。」「悩みは誰もがもっている。」「自分が楽しいと思えば目的も叶う。」など、入学後に漠然と抱えていた不安な気持ちが講演後に前向きに変化していることが伺えた。

さらに、カウンセリングルームの整備や春と秋2回の中庭コンサート(図16)など、癒しの空間づくりに努め、相談だよりの発行や電子掲示板(図17)による広報活動を進めている。

表4 教育相談委員会(年4回)

6月	入学・進級の緊張から解放される時期であるが、年度最初の定期テストを終え、心の不調が現れ始める時期
10月	夏休みが終わり、2学期がスタートする中、うまく学校生活が送れなくなる生徒が多くみられる時期
12月	進級・卒業に向けて、欠席や欠課が増えている生徒への具体的な対応が必要な時期
2月	1・2年生の進級に向けての支援と次年度への引継ぎについて確認する時期



図15 メンタルスーパーバイザー講演会



図16 中庭コンサート



図17 電子掲示板による広報

(ウ) 本校の教育相談の進め方の課題

担任、学年主任、教育相談部が中心となり情報を収集し、必要に応じて教科担当や部活動顧問など、その生徒に関わる教職員との情報共有を図る体制を取っているが、その動きが細かくシステム化している訳ではない。教育相談部員のそれぞれの役割が明確ではなく、個々にその力量で動いてしまいがちであるため、教育相談部員同士の情報交換の場や話合いの機

会をもっと多くもつ必要がある。教育相談委員会ではメンバー間の情報の共有が進み、それぞれの立場での意見交換はなされているが、個々の生徒の支援について一定の方向性を見いだすまでには至らず、また話合いの内容をうまく担任にフィードバックすることもできていない。まず委員会のメンバーが、その役割について見直し、委員会を開催する意義を共通理解することが大切である。そして、教育相談委員会にとどまらず、職員会議等を活用して学年の枠を超えた全教職員の情報共有を図り、支援の輪を広げていく必要がある。

ウ 本年度の取組

(7) 教育相談部会の定例化

昨年度までは、必要に応じて随時集まり相談していたが、情報が全員にうまく伝わらないなどの反省点があった。また、本年度は部員の多くが交代したこともあり、毎月末の金曜日に部会を行い定例化することにした。部会では活動目標や具体的方策について話し合い、教育相談部の取組についての計画や反省をはじめ、生徒支援の経過や新たな情報等について共通理解を図った。また、必要に応じてスクールカウンセラーも同席し、支援の内容や方法が適切であるかなどについて話し合った。本年度のスクールカウンセラーは、新規の担当者に代わったが、部会に参加することにより学校の現状が把握でき、部員とのつながりが深まる中で連携を取りやすくなったという感想を述べている。この定例部会で部員がそれぞれの役割を明確にし、主体的にコーディネートしていくことを意識するようにした。

(イ) 教育相談委員会の役割の明確化

教育相談報告書について

10月2日(火)に教育相談委員会があります。学年の教育相談部の先生にUSBを渡してください。
提出期限：9月27日(木)

【ねらい】

- 各担任からの報告をまとめて一覧にし、教育相談部や学年主任が情報を共有する。教育相談委員会、職員会議の資料にし全校で共通理解をする。
- 担任情報と保健室入室状況をあわせて入力し、保健室との情報共有と連携の様子がわかるようにする。
- 生徒の発するサインを見逃さない姿勢をもつ。
- 各担任が気になっている生徒の項目を記入する作業で、情報を整理し、空白部分がある場合は、その項目の情報を得ていないということを意識する。
- データを残すことで、進級時の新任への引継ぎを円滑にする。

【方法】

- 担任から見て、表情や行動が気になる生徒や遅刻・欠席が目立つ生徒等、全校で共通理解を図りたい生徒を抽出する。
- 教育相談委員会の前(1学期1回、2学期2回、3学期1回)に、教育相談のUSBに記入する。

【入力例】

コード	担任氏名	報告年月日	欠席	遅刻	早退	問題となる症状、行動、表情など	専門機関受診状況	現在の状況	保健室入室状況	家族関係	友人関係	学習状況	性格傾向・特徴・興味・特技	配慮を要する点	保護者の要望	備考
9999	継続 奈良	2012/10/13	20	1	10	「何もやる気がおこらない」「教室に入ることができない」	診療内科でうつ傾向と診断され、カウンセリングを受けている(1週に1回)	体調の良いとき悪いときの差が強く、欠席が増えている。	6月から登校はするものの体調不良を訴えて保健室で休むことが多くなる。保健室ではベッドで横になるより、話をしたがる。精神的に不安定になり突然倒れることがあり保健室に担ぎ込まれることも数回あった。	父、母、弟の4人家族。特に母親からの期待が強く、羞恥に感じている。	クラスではほとんど他の生徒と話しをしない。	下	入学当初より目立たない存在である。まじめである。	本人の気持ちに寄り添えるよう声をかける。	特になし	①

教育相談委員会、職員会議の資料にします。

経過がよくなっている生徒、継続して様子を見守る必要のある生徒、新たに配慮が必要な生徒に関しては必ず記入してください。

ここに記入できない内容については、学年主任または教育相談部に口頭で伝えてください。

欠席・遅刻・早退は**4月～9月26日**までで入力してください

コードは生徒の認識のため誤りのないように入力してください。
(2年1組1番なら…2101)
(2年10組1番なら…21001)
(3年11組1番なら…31101)

保健室入室状況については、養護教諭が入力します。

①担任の先生が、姜先生(心療内科医)のアドバイスを希望
②生徒または保護者に姜先生(心療内科医)のアドバイスまたは診療を勧めたい
③担任の先生が、スクールカウンセラーのアドバイスを希望
④生徒または保護者にスクールカウンセラーのカウンセリングを勧めたい

★各セルの入力制限字数内に収まるよう、簡潔にまとめてください。
★継続の場合も、報告時における様子を全ての項目についてできるだけ入力してください。

図18 教育相談報告書

まず、担任から提出される教育相談報告書(図18)の内容を充実させ、生徒の情報を把握しやすくするとともに、作成する目的や留意事項等について職員会議で再確認した。この報告書を、教育相談委員会開催前に各学年ごとに教育相談部員が収集し、保健室の情報の欄を養護教諭が加え一覧表にしている。前年度までは一覧表を会議の資料としていたが、データ

ベースに取り込み、本年度は（図19）のようなフォームで、個人票としてプロジェクターに示し、一人一人についての情報を見やすくした。

また、多くの視点からの意見交換をするとともに、その生徒の支援の経過や今後の支援の方向性について話し合う会議のねらいや担任へのフィードバックは、学年主任が行うことを確認した。会議後は教育相談部会を行い、話し合われた内容を振り返り、職員会議で報告する内容について学年主任と調整するなど、細部について取組を進めた。

継続	2012/09/26	担任		性格傾向・特徴・趣味・特技	家族関係	友人関係
	氏名			音楽部の副部長であり、好かれている。温厚であるが何事にも消極的。	父、母、弟、妹の5人家族。年の離れた弟や妹こやさしい。父親のことは嬉しいと感じている。母親とは学校のことなどを話したりしている。	クラスでは自分から話しかけることは少ないが、話しかけられることはいやではない。音楽部の下級生とはよく話している。
欠席	15	遅刻	35	早退	8	
現在の状況				保健室来室状況	学習状況	
体調が悪い時は、吐き気や腹痛が強い。心療内科を受診し、服薬をしている。トイレが近いことがある。欠席が増えてきており、保健室も多く利用している。				2学期もほぼ毎日来室し、話をしたり、休養したりしている。文化祭は楽しく過ごしている様子がみられた。クラスも少し居場所ができて楽しくなってきたと話している。	にがてな教科では、不安が大きく、保健室で休養するため、欠課が多くなっている。	
問題となる症状、行動、表情など				専門機関受診状況	保護者の要望	
気分が沈むことが多く、ちょっとしたことを発端に次から次へと不安がおこる。過呼吸や、腹痛、吐き気を訴え、食欲もないことが多い。				心療内科で継続して治療中である。カウンセリングを受けている。	本人の体調と学習の遅れを心配している。進路については、本人の希望を尊重したいと思っている。	
配慮を要する点				委員会での意見や今後の対応		
サインを出してきたり、話しかけてきた時に、ゆっくり話を聞き、安心感をもたせる環境を作る。周囲からの圧迫感を強く感じることもあるため、学年集会や始業式・終業式等、本人が希望すれば、保健室で休養させる。				配慮事項を共通理解して、このまま様子を見守る。		

図19 生徒の情報プロジェクター用（見本）

(7) 全教職員の共通理解

今年度、6月の職員会議（図20）では、担任や保健室からの情報に加え、「委員会での意見や今後の対応」という項目を新しく設け、教育相談委員会でも話し合われた内容を簡潔に加筆して提示した。教育相談委員会と同様、個人票（図19）をプロジェクターで示しながら、各学年の教育相談部員が説明した。



図20 職員会議の様子

支援を要する生徒についての共通理解の方法について

教育相談部

1. 全職員による情報共有の意義

(1) 経緯

学年会議で出される生徒の様子は、学年だけの共有にとどまりがちであり、学年の枠を超えて共有することが難しい状況が見られた。また年 4 回開かれる教育相談委員会は個々の生徒に関する報告が主となりがちで、話し合う時間が十分とりにくい状況であった。教職員からも、教育相談委員会の内容について知りたいという声もあり、昨年度 3 学期は、教育相談部長が口頭で報告した。しかし、口頭だけの報告では、わかりにくいという反省もあり、本年度からは教育相談委員会のあった直後の職員会議においてプレゼンテーションソフトでさらに詳細に情報を提示することになった。

(2) 情報共有の意義

全職員が情報を共有することにより、日々の教育活動の中で救われる生徒がいることは明かである。たとえば、欠席が多いために様子がわからない生徒、一見怠けているように見えるが実際には心の中で精一杯頑張っている生徒、情緒が不安定になり廊下でうずくまっている生徒、授業中に何度もトイレに行きたくなる生徒、私たちの想像を超える困難な家庭状況を抱えている生徒などの存在について、関わる教職員全員が共通理解しておくことで、臨機応変かつ一貫した対応を進めることができ、結果としてそれらの生徒が学校生活にうまく適応する手助けとなっている。

2. 職員会議での情報共有について

(1) アンケートの結果から

※別紙参照 個人情報や守秘義務について徹底し、今後も継続していきたい。

(2) 方法

担任が「教育相談報告書」を記入し、教育相談委員会で、それを基礎情報として、さらに情報交換し、支援の方向性を話し合う。その後、学年主任は、関係の担任に報告をすると同時に職員会議で全職員に対して報告し、全職員の共通理解を図る。(前回は教育相談部員による報告であったが、日頃からより深く担任と関わっている学年主任から報告することに変更する)

(3) その他

- ・ 個人情報や守秘義務について教職員間で毎回確認し、意識の徹底を図る。
- ・ 生徒はその日の状態によっても変化が大きく、日々成長もしている。報告された診断名や行動から固定的な印象をもたないようにする。

図21 職員会議 議案

9月の職員会議では、支援を要する生徒についての共通理解の方法(図21)を議案として提出した。また、これまでの経緯と全教職員で情報を共有することの意義について確認した。職員アンケート(図28)に書かれていた意見についても資料として提示し、守秘義務の徹底を原則として、今後も継続実施することが確認された。担任へのフィードバック、職員会議での生徒の様子についての報告は、学年主任から報告するという方法についても共通理解された。

このような経過を経て、12月、2月の職員会議でも、同様の方法で共通理解を図った。

(I) 職員研修会

教育相談部の活動の一つとして、平成17年度より毎年表5のように、夏休み中に1回全体研修会を行い、2学期以降に希望者を募って小研修会を1～2回実施している。本年度の全体研修会では、日常生活での対話を通して生徒との人間関係をより深めるため、教員自身の対応スキルを更に高めることをねらいとして、アサーションの発想と技法について講師を招きワークショップを実施した。非言語メッセージの重視、ポイントなどをミニ練

習問題（図22）を通して、5～6名の班で楽しみながら研修した。参加した教職員の感想は、「生徒とのコミュニケーションづくりに役立てたい。」「すぐに活用できそうです。」「とてもわかりやすかった。」「もっと勉強したい。」など好評であった。また、11月にはピカジップ法による事例検討会を実施した。これは、事例提供者の提出した簡単な事例資料をもとに、ファシリテーターと参加者が協力して、その経験と知恵から事例提供者に役立つ新しい取組の方向や具体的ヒントを見いだしていくプロセスを学ぶ体験である。スクールカウンセラーがファシリテーターとなり、参加者が事例提供者に一人ずつ質問しながら、記録者がホワイトボードにピカ支援ネット図を作成し、参加者全員で支援の方向性を共有することができた。

表5 職員研修会

年度	全体研修会 講演題	小研修会
平成17年度	不登校生徒の心理	事例検討会
平成18年度	青年期の心理	事例検討会
平成19年度	思春期の心理～本校生との関わりを通して	事例検討会
平成20年度	発達障害の基礎知識：理解と対応	事例検討会
平成21年度	教室で生かせる解決志向アプローチ	ストレス対処法
平成22年度	教員の見守りポイントについて	事例検討会
平成23年度	特別支援教育の視点で生徒を捉える	認知コーチング
平成24年度	教師のためのアサーティブコミュニケーション	ピカジップ法事例検討会

ミニ練習問題(1)

- A先生は、社会見学の渉外役にあっているのに、いつも他の先生に押しつける。できないはずはないのに、今回もまた、人のいいX先生に、押しつけようとしている。
- さすがに見かねて、「A先生、ずうずういですよ！」と言ってやりたいところだが・・・



図22 全体研修会プレゼンテーション

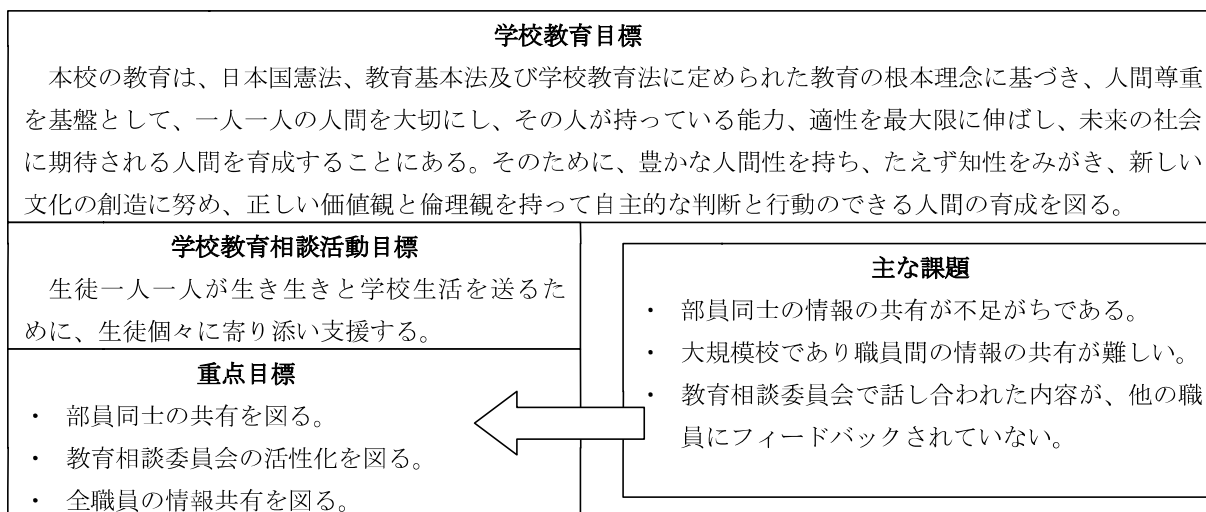
図23 小研修会の様子

エ まとめ

今年度、平成17年度からの教育相談部の活動の成果と課題を見直し、その課題に取り組むことで、組織として効果的に機能させるために必要なことが明確になった。

(7) 教育相談部会の定例化

教育相談部会では、学校の教育目標、学校教育相談活動の目標を踏まえ、本年度の課題と重点目標を定め、具体的方策について自己評価（図24）し、方向性を共有して活動を進めることができた。



具体的方策	評価項目	自己評価				
		5	4	3	2	1
部会の定例化（毎月）	①他の部員やスクールカウンセラーと情報を共有する	5	4	3	2	1
	②予防的な取組を計画し、その成果と課題を把握する	5	4	3	2	1
	③生徒への支援を主体的にコーディネートする	5	4	3	2	1
	④教育相談部の一員としての、自己の役割を明確にする	5	4	3	2	1
	⑤コーディネーターとしての自己の役割を果たす	5	4	3	2	1
具体的方策	評価項目	部としての評価				
教育相談委員会の活性化	⑥多くの視点から、意見交換を行い支援の方向性をとらえる	5	4	3	2	1
	⑦委員会後は、担任にフィードバックする	5	4	3	2	1
職員会議を活用して、支援の必要な生徒の情報共有を進める。	⑧守秘義務について全職員で共通理解を図る	5	4	3	2	1
	⑨個々の生徒の情報を整理し、支援の方向性を適切に伝える	5	4	3	2	1
	⑩教育相談委員会で話し合われた内容を伝える	5	4	3	2	1

自己評価の基準（達成度） 5：100～90% 4：89～70% 3：69～50% 2：49～30% 1：30%未満

図24 教育相談部自己評価

図25のグラフに見られるように、部会を定例化したことによる評価の項目（①～⑤）について、部員（A～E）の自己評価は、1学期に比べ2学期には高くなりスキルアップを実感していることが分かる。また、教育相談委員会の活性化や全教職員の情報共有など、教育相談部としての評価項目（⑥～⑩）についても、図26のグラフのように、どの部員も多くの項目で評価を高めており達成感があつたことが分かる。チームとしての達成感を得ることは、大切なことであり、部会で話し合いながら活動を進めたことによる成果であつた。

教育相談部は、情報の収集と共有を図りながら、個々の生徒に応じたサポート体制をコーディネートしているが、部員のそれぞれの役割が曖昧になりがちである。例えば、身体的な症状を示す場合や摂食障害が強く疑われる場合は、養護教諭の主導が効果的であると思われる。メンタルスーパーバイザーに早くつないだ方がよい場合は、部長がその窓口となり円滑に連携をとる必要がある。学年での様々な問題が関わっている場合は、部の学年担当が動くことで連携が円滑に進む。このように個々のケースによって、誰が主導し、どう連携することが効果的なのかを部会で話し合うことにより、それぞれの部員の役割が明確になった。

教育相談部の活動を効果的に機能させるためには、組織体制の核となる教育相談部員間の情報共有を深めること、さらに複数で教育相談コーディネーターを担当できる体制を継続していくことが必要である。

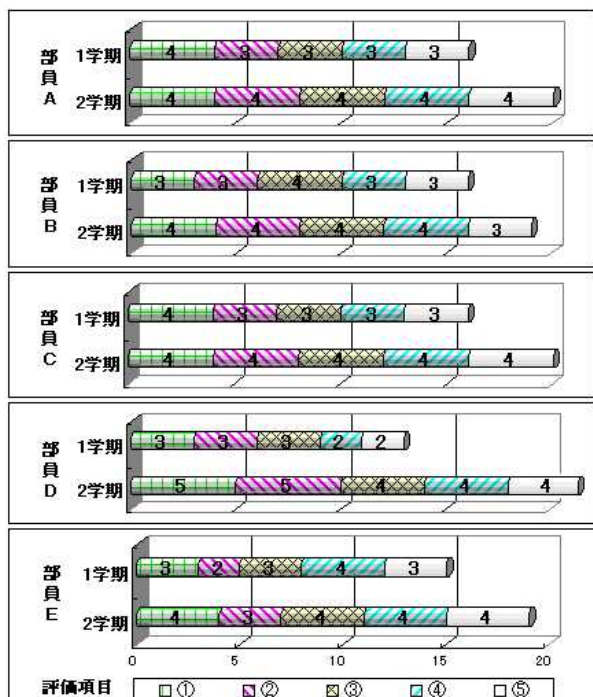


図25 部員A～Eの自己評価の変化

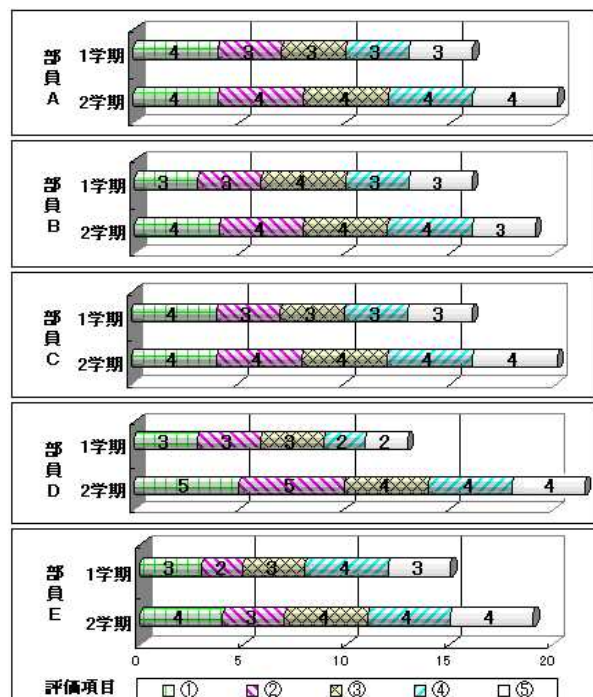


図26 部員A～Eの部としての評価

(イ) 教育相談委員会の有用性

教育相談委員会に提出される報告数は、40件近いときもあり、少数の教職員で抱え込んでいる事例が多かった。教育相談部が組織され活動が充実するにつれ、早期に気付き、複数で連携して対応している事例の報告が増え、図27のように報告件数全体は減少した。また本年度の取組により、教育相談委員会が、多くの視点から情報交換や意見交換を行い、次への支援の方向性について話し合う場であるという意義をもつことができた。そして担任へのフィードバックが確実にできるようになり、教育相談委員会で話し合われたことが生かされ、次への支援につながっていった事例も多くみられた。教育相談体制は枠組みだけでなく、細部についても常に点検し見直すことにより、活性化されると考える。

(ウ) 全教職員の情報共有の必要性

本年度は、職員会議で教育相談委員会の話合いの内容を伝え、支援の必要な生徒についての情報共有を図ったが、職員アンケート（図28）では、職員会議での情報共有について、ほとんどの教職員が「必

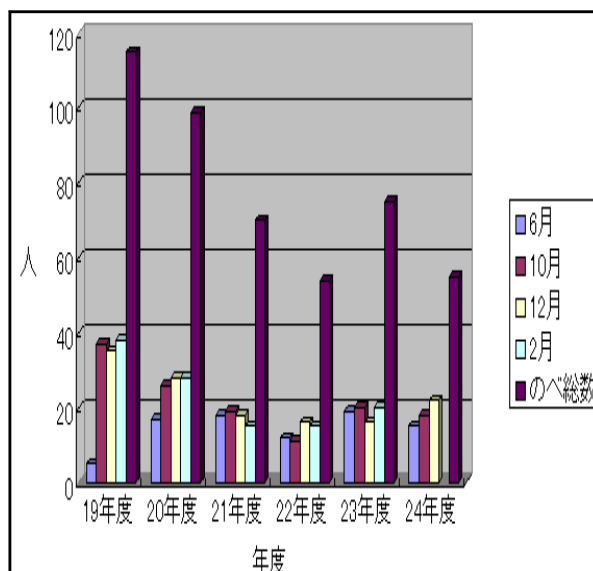


図27 教育相談委員会に報告された生徒

要である。」「役に立った。」「大切である。」「継続して実施するべき。」と答えていた。方法や時期については、更に工夫が必要であるが定着していくための一歩となった。学年の枠を超えた多くの教職員からの見守りや言葉かけは大切であり、多くの場面で生徒への対応に生かされるなど、全教職員の共通理解は支援を進める上で大切なことである。特に本校のような大規模校の場合、各自の力量に任せられたマンパワーだけでは限界があり、全校体制で取り組むというチームワークが最も必要とされる。

職員アンケート項目のウ「(前略) 学年主任に相談していますか」という質問に対する回答では、図29のグラフで分かるように「できる」「ほぼできる」を合わせて90%を超えており、教育相談部が学年主任と連携をとる体制を確立することの必要性を示唆している。今回の取組では、教育相談委員会後の担任へのフィードバックや職員会議での生徒情報の説明などの役割を学年主任に分担する中で教育相談部と学年主任との連携が深まる結果となった。

		5	4	3	2	1	番号 回答欄	
自分自身について	ア	あなたは、支援の必要な生徒に気付くことができますか。	できる	ほぼできる	どちらとも いえない	あまりできない	できない	
	イ	あなたは、自分の周りに支援が必要だと思われる生徒がいた際に、該当生徒の担任や関わりのある教員に相談していますか。	できる	ほぼできる	どちらとも いえない	あまりできない	できない	
	ウ	あなたは、自分の周りに支援が必要だと思われる生徒がいた際に、該当生徒の学年主任に相談していますか。	できる	ほぼできる	どちらとも いえない	あまりできない	できない	
	エ	あなたは、自分の周りに支援が必要だと思われる生徒がいた際に、教育相談部員に相談していますか。	できる	ほぼできる	どちらとも いえない	あまりできない	できない	
教育相談部について	オ	教育相談部は、支援の必要な生徒に関する情報を定期的に集約している。	十分である	ほぼ十分である	どちらとも いえない	あまり十分でない	できていない	
	カ	教育相談部は、スクールカウンセラーやメンタルスーパーバイザーと連携するなど、個々のケースに応じたサポート体制をコーディネートしている。	十分である	ほぼ十分である	どちらとも いえない	あまり十分でない	できていない	
	キ	教育相談部は、支援の必要な生徒に関する情報を職員間で共有する取組をしている。	十分である	ほぼ十分である	どちらとも いえない	あまり十分でない	できていない	
	ク	教育相談部は、支援の経過について職員間で共有する取組をしている。	十分である	ほぼ十分である	どちらとも いえない	あまり十分でない	できていない	
	ケ	教育相談部は、予防的な関わり（研修会や講演会の企画運営、広報活動など）を進めている。	十分である	ほぼ十分である	どちらとも いえない	あまり十分でない	できていない	
情報共有について	コ	本年度本校では6月の職員会議で、全職員の情報共有を図るために、プロジェクターを使用し、個々の情報を報告しました。このことについて、ご意見・感想をご記入ください。						

図28 職員アンケート

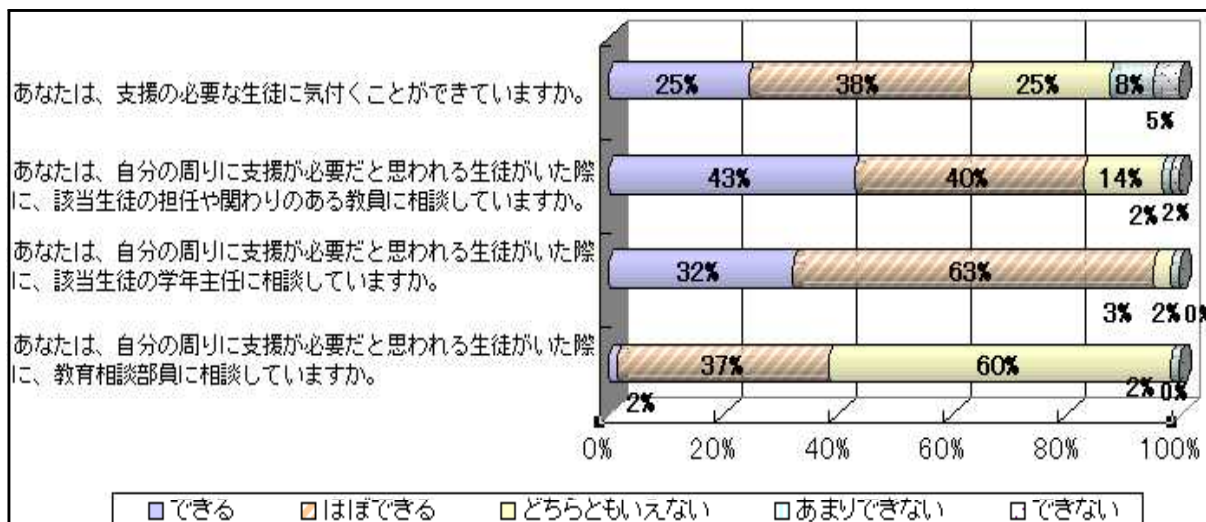


図29 職員アンケート自分自身について

(イ) 職員研修の継続の必要性

アンケート項目のア「あなたは支援の必要な生徒に気付くことができますか」の質問では、「できない」5%、「あまりできない」8%、「どちらともいえない」25%を合わせると、4割近くの教職員は支援の必要な生徒に気付く自信がないと答えている。しかし、ふだんと違う視点について研修したり、実践していく中でスキルアップしていくことが可能であると考える。本年度の全体研修におけるワークショップでは、教職員間のコミュニケーションを図る効果も見られた。小研修会後の感想では、事例提供者をはじめ参加者が、「いろいろな視点でみることができた。」「勇気もらった。」「やる気になった。」と充実感を述べていた。今後も、教育相談部が中心となり、継続して研修会を実施していく必要がある。

(オ) 今後の課題

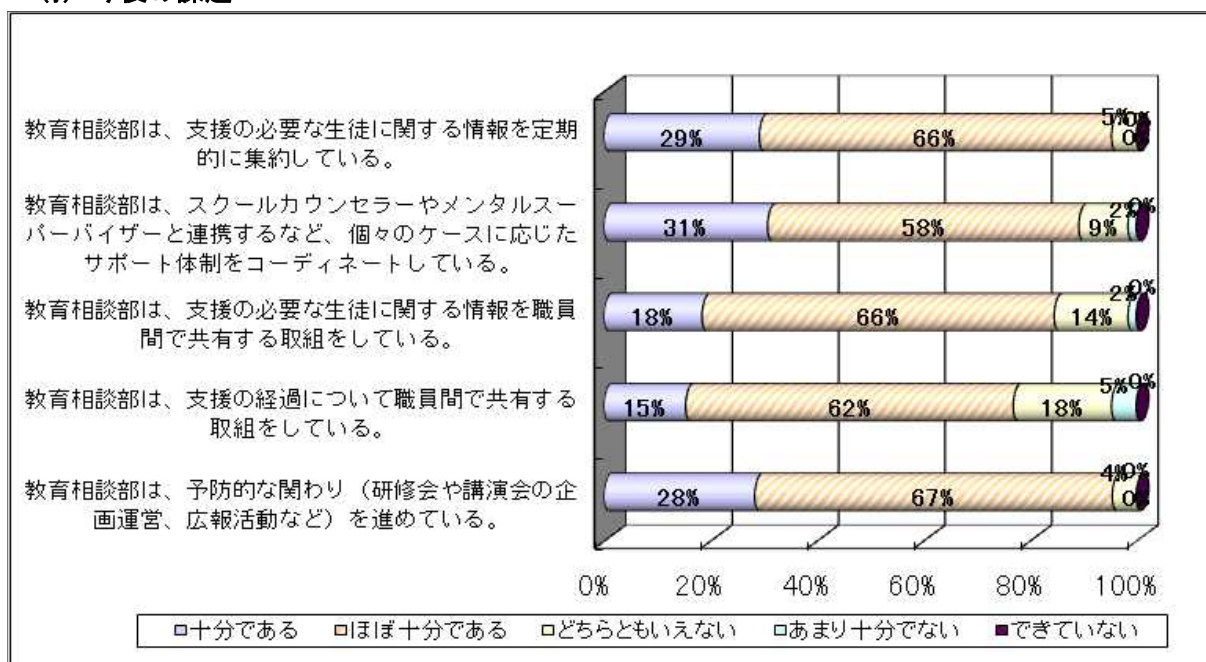


図30 職員アンケート（教育相談部について）

今回の取組は、教育相談部が核となり学校全体に働きかけることで教職員の意識を同じ方向性に導き、学校教育相談活動をより良い方向へ進めるといった成果があった。図30のグラフで分かるように、教育相談部の活動としての情報収集、専門家との連携のコーディネート、情報共有を図る取組、予防的な関わりについては「十分である」「ほぼ十分である」が90%を超え、教育相談部の活動への評価は高い。今後も各部員が主体的にコーディネートする力を養い、チームとしての体制を維持し、継続して活動していくことが大切である。しかし、職員アンケート項目のエ「(前略)教育相談部員に相談していますか」の質問では、「できる」が2%「ほぼできる」が37%であった(図29)。教育相談部の活動を理解し評価もしているが、まだまだ教職員が教育相談部と連携し、教育相談体制を有効に活用することについて意識していないことが伺える。日々の教育活動の中で全ての教職員が自分の周りに支援が必要だと思われる生徒に気付いた際に、気軽に教育相談部に相談できる体制を目指したい。

5 研究結果と考察

奈良市立春日中学校では今年度当初、校内教育相談体制としては係さえもない状況からのスタートであった。しかし家庭以外に居場所のない不登校生徒のために校内適応教室を設置するという目標に向けて、様々な課題を検討しながら年度途中の開室に至ることができた。校内適応教室開室に向けての議論は校内適応教室設置の是非から始まり、環境整備や運営方針の検討、受入れ生徒への支援の在り方等多岐にわたった。その議論の過程を通して教職員間の共通理解が進み、教育相談コーディネーターが要となり教育相談体制が形成されつつある。また実際に受入れ生徒への支援を経験することで、教職員の意識が前向きに変わっていくという成果も見られた。今後更に実績を積み重ね、出てきた課題を検討し修正を加えながら、自校に合った教育相談体制を構築していく必要がある。

県立奈良高等学校では既存の教育相談体制を見直すことから始め、課題を把握し、その課題解決のための研究に取り組んだ。教育相談部会を定例化することで、教育相談部員間の情報共有が進み、部員全員が教育相談コーディネーターであるという考えの下、個々のスキルアップを図ることができた。また、既存の教育相談委員会の役割を明確にし、情報共有の方法を工夫することにより、全教職員との情報共有も進んだ。また、職員研修にも工夫を加え、全教職員のスキルアップも図りながら、今後教育相談部の担当者が代わっても、継続可能な教育相談体制を構築していくためのシステム作りを進めることができた。

2校の取組は、今後様々な実態の学校が教育相談体制を構築していく上でのモデルとして参考にしていくことが可能であり、各学校がそれぞれの実態に合わせて、自校に最も適した教育相談体制を模索し、実践していくことが重要である。そして、その教育相談体制は、教職員の共通理解の下、常に検討・修正を加えながら進めていかなければならない。

6 おわりに

様々な価値観をもつ教職員が共通理解を図りながら、教育相談体制を構築していくためには、ケースに応じて調整役や牽引役となって機能する教育相談コーディネーターの存在が必要不可欠である。教職員一人一人が学校教育相談に関する基本的知識やスキルを身に付け、学校や児童生徒の実態に応じた教育相談活動を実践していくことはもちろん必要であるが、更に適

切な教育相談活動を行うためには、学校全体を見渡して相談活動ができる教育相談コーディネーターの任命が必要である。そして任命されたコーディネーターは、自らの役割を自覚し、学校教育相談の要となり、年間計画に基づいた活動や、外部機関との連携、さらには後継者の育成をも視野に入れたマネジメント力が要求される。

教育研究所教育相談部は、コーディネーターの資質と能力を備えた人材の育成を目指し、個々の経験や能力に合わせ、段階を追って受講できるよう、教育相談に関する講座を開講している。また今年度より、学校間の連携や担当者のスキルアップを目的として、高等学校教育相談担当者会を開催するなど、各学校の教育相談活動のフォローアップに努めている。そして全ての学校に教育相談体制の構築を図り、教育相談コーディネーターが要となって、児童生徒一人一人を大切にしたい各学校の取組が実践されるよう支援していきたいと考えている。

参考文献

- (1) 文部科学省「生徒指導提要」(2010)
- (2) 京都府教育委員会(2011)「別室登校」～別室登校児童生徒の実態把握と支援の在り方～
- (3) 京都府教育委員会(2012)「別室登校Ⅱ」～教室復帰に効果的な関わり～
- (4) 奈良県立教育研究所(2009)「平成21年度プロジェクト研究報告書～不登校児童生徒への援助の在り方～」
- (5) 奈良県立教育研究所(2007)「平成19年度研究プロジェクトチーム報告書～学校カウンセリングの進め方～」